

【提案項目】

精神科救急医療体制のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 精神科救急医療体制の整備等
精神疾患を持つ人がいつでも適切な医療を受けられるようにするため、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備・充実のための十分な財源措置を行うこと。
- 2 診療報酬による評価の充実
平成24年4月に診療報酬の改定が行われたが、精神科救急医療を担う医療機関の確保のため、更に診療報酬による評価の充実を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県では3政令指定都市との協調の下、24時間365日の精神科救急医療体制を敷いているが、精神保健指定医や看護師の確保及び空床確保については恒常的な不足に悩まされている。また、平成22年度の精神保健福祉法の改正により、都道府県に精神科救急医療体制整備の努力義務が明文化されたことや、平成24年3月の国の指針によって精神科救急医療体制の確保・維持が示されたことにより、本県としても更なる充実を目指しているところである。
しかし、精神科救急医療体制整備事業費をはじめとした現在の財源措置では、十分な対応ができないため、更なる措置が必要である。
- 2 平成24年4月の診療報酬改定により、医療機関の精神科救急への参画促進に一定の効果が期待される。
しかし、精神科救急医療体制の整備・充実に向けては、精神科救急を担う医療機関の確保が必要不可欠であり、そのためには診療報酬による評価の充実が必要である。